

岡山県一般バスケットボールリーグ大会規定（抜粋）

4. チーム責務について

1) 県リーグ参加の全てのチームに責務は発生する。

※チーム責務は、県リーグ登録チーム毎に発生し割り当てを与える。

2) 代表者（1名）・運営委員（1名以上）・帯同審判（2名以上）を登録し大会運営に協力すること。

3) 運営割り当て（会場役員・審判・TO等）は、チームで責任を持って実施すること。

4) 会場運営は担当チームが行うこと。（割り当ては県リーグ事務局が決定する）

5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由無き責務の放棄は、次年度以降、県リーグへの参加を認めない。

（原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由により県リーグ事務局が認めた場合のみ参加を認める。）

6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。（ペナルティの内容は競技委員会審議後決定する）

※ペナルティは、反則金制度を採用し、内容により発生し、県リーグ事務局へ納付する。

6. 運営に関する事項

1) 会場について

① 会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行うこと。

② 体育館使用規則を守ること。

・ 駐車場 ・ ゴミ持帰り ・ 喫煙ルール 等

③ 体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度の県リーグ参加不可とする。

また、選手に限らず、チーム関係者（応援者も含む）についても同様とする。

※参加不可 ⇒ チーム・個人（チームを変更した場合も認められない）

2) 罰則について

① 暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。

② 無断で試合を棄権した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。（事務局：1万円、対戦チーム：1万円）

③ 審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施しなかった場合、事務局に反則金1万円を支払わなければならない。

④ 反則金は県リーグ事務局が管理し、県リーグ運営等に運用する。

⑤ 県リーグ事務局への納付を義務とし、支払わない場合は大会への参加を認めない。

3) その他

① 予定日に止むを得ず棄権する場合は、できるだけ早く大会事務局に連絡をすること。

ただし、審判、オフィシャル、チーム運営委員の責任は果たすこと。

② 審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対し暴力を振るった場合は、即刻、本人・チームを登録抹消とし、本年度及び翌年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また、審判員、TO、選手や協会役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチーム及び選手については、事実確認を行なった後、協会内にて登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは翌年度の登録は認められないものとする。